

事 案 調 書 (決 定 会 議)

審議日 令和6年8月27日

案件名	商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直しについて						
所 管	環境経済	局 区	部	産業支援・雇用対策	課	担当者	内線

事案概要

商店街団体は、来街者の利便向上や商店街活性化の環境整備として、市の補助を受けて街路灯を設置しているが、その設置から年数が経過し、老朽化が進んでいる。こうした中、商店街団体の弱体化により、適切な維持管理がされず危険な街路灯が増加し、灯具落下や倒壊の危険性が高まっていることから、街路灯撤去補助の補助上限額(1基2万円⇒1基7万円)を引き上げ、既存の補助制度の適正化を図ることで、商店街団体の経済的負担を軽減し、適切な維持管理を支援するもの。なお、街路灯の撤去に際しては、これまでどおり商店街団体が事前に地域と防犯灯に関する対応を協議、確認しながら、進めるものとする。

審議事項 (庁議で決定 したいこと及び 想定(希望) している結論)	既存の街路灯撤去補助の補助上限額の引き上げの可否。
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。 ただし、商店街支援のあり方を整理すること。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	既存の補助制度の適正化を図ることで、商店街団体の経済的負担の軽減を図り、街路灯の適切な維持管理に資するもの。				
	効果測定指標	なし			施策番号	27
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標					

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施 内容	庁議							
	補助制度の変更							
	商店街団体への 予算要望調査							
	予算査定							
	変更後の補助制度による商店街支援							

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(商工振興費)			4,250	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
うち任意分								
特財								
国、県支出金								
地方債								
その他								
一般財源		0	4,250	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
うち任意分								
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		0	0	0	0	0	0	0
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養 (事業の税収効果)								

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
							○	
								
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整		議会提案時期		報道への情報提供	
パブリックコメント		時期		議会への情報提供	

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
相模原市商店連合会	R5.7.10 老朽化した街路灯の撤去を進めるため、撤去補助の拡充を要望
各区役所地域振興課	R5.12.20 商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直しについて(了承済)
交通・地域安全課	R6.1.12 商店街街路灯の撤去補助拡充に伴う防犯灯への影響について(了承済)
関係課長打合せ会議	R6.5.24 商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直しについて(再検討)
交通・地域安全課	R6.7.3 商店街街路灯の撤去に伴う防犯灯への対応について(了承済)
関係課長打合せ会議	R6.7.25 商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直しについて(了承済)

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の

主な議論

(8/8)

【街路灯の撤去等の執行状況について】

○(経営監理課長)街路灯を撤去した後に、新たに設置することはあったのか。

→(産業支援・雇用対策課長)最近では無い。

○(経営監理課長)修繕費と撤去費の昨年度の執行状況はどのくらいか。

→(産業支援・雇用対策課長)令和5年度の執行状況として、修繕費が約120万円で、予算に対しては約半分程度である。撤去費が44基の約88万円で、予算に対しては約9割以上を執行している。

※調整会議後詳細を確認したところ、執行率は修繕費、撤去費ともに約35%

【補助上限額引き上げの積算について】

○(経営監理課長)補助上限額を7万円とした根拠として、基礎撤去費用を踏まえて積算していたが、民地の場合は基礎撤去まで求めないということで良いか。

→(産業支援・雇用対策課長)道路上であれば現状回復が必要となるが、民地の場合は、特段決めはない。補助制度としてはどちらにも対応できるようにしたい。

○(財政課長)補助上限額を変更する理由としては、工事単価が上がってきた為、そこに合わせて、変更するという理解でよいか。

→(産業支援・雇用対策課長)平成25年と比較すると工事単価が上がっているの、そこに合わせて変更したいと考えている。

【撤去が必要となる街路灯について】

○(財政課長)危険な街路灯以外に撤去が必要であると認識しているものはあるのか。

→(産業支援・雇用対策課長)今後も危険な街路灯は増えていくものと考えているので、随時、管理している商店街と調整していきたい。

→(地域経済政策課長)街路灯を必要とする商店街もあるので、一律で撤去するわけではない。

→(財政課長)現時点で危険な街路灯は令和7年度までに撤去を目指し、以降は随時対応していくということか。

→(産業支援・雇用対策課)そのとおりであるが、必ずしも危険だからという理由で撤去させるものではなく、修繕を行うなど状況に応じて対応していただきたいと考えている。

○(財政課長)令和7年度については、修繕費を抑えて撤去費に積み増すことなども可能という考えか。

→(産業支援・雇用対策課長)可能である。

○(人事・給与課総括副主幹)危険な街路灯を選定した基準はあるのか。

→(産業支援・雇用対策課)商店街に調査を依頼したアンケートの結果で判断しており、明確な基準があるものではない。

○(中央区政策課長)補助上限額を変更することで、危険な街路灯は早期に改善されるとの認識で良いか。

→(産業支援・雇用対策課長)街路灯を管理している商店街の負担もある為、早期に改善できるものではないが、働きかけは行っていく。

→(地域経済政策課長)商店街からの要望も伺った上で、補助上限額を変更しており、理解は得られるものと考えている。

【その他】

○(総務法制課長)平成25年に補助制度を新設してから、商工会の経済部や商店街から様々な要望があったと考えるが、これまで補助上限額の引き上げが実現しなかった理由はなにか。相模原市商店連合会からの要望が大きく影響したのか。

→(産業支援・雇用政策課長)そのとおりである。

○(財政課長)予算については、財政課と調整して欲しい。

○(政策課長)街路灯基数や範囲については、財政課と調整すること。

<<原案のとおり上部会議に付議する。>>

商店街街路灯の維持管理に関する 補助制度の見直しについて

環境経済局 産業支援・雇用対策課

1 これまでの商店街支援と現状

商店街の役割と行政支援

- 地域住民の買い物場を提供し、まちの商業振興をけん引【経済的機能】
- 「地域コミュニティの核」、「まちづくりの担い手」としての地域社会への貢献【公共的機能】
- 本市でも、商店街が果たす役割の重要性に鑑み、環境整備事業やにぎわいづくりの事業に対し、補助を行い、商店街の活性化を図ってきた

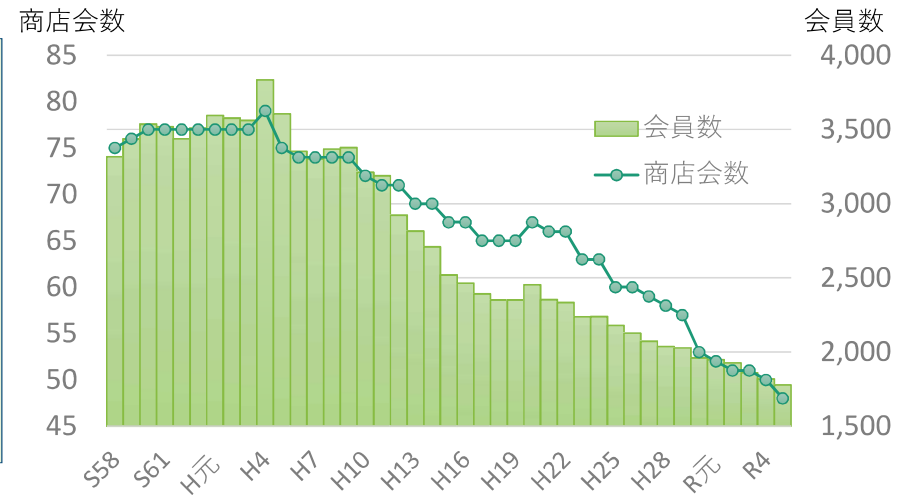


- △ 複合型の大型商業施設や郊外型の大型専門店ショッピングモールが普及
- △ 少子高齢化の進行、オンラインショッピングの普及による購買や消費行動の大きな変化 等

商店街の現状

- 来街者や商店街会員の減少
- 経営者及び常連顧客の高齢化
- 後継者不足
- 空き店舗の増加によるシャッター街化

商店街は組織の弱体化や資金力の低下により、大変厳しい状況にあり、衰退している



2 商店街街路灯の維持管理に関する経過と撤去支援拡充の必要性

商店街街路灯の 設置等支援

- 来街者の利便向上及び商店街活性化のための街路灯設置や修繕の費用の一部を補助
- 商店街街路灯は、犯罪防止及び交通安全に資する公共的性質があることから、電気料の大半を補助



- △ 老朽化による灯具の落下や倒壊の危険性、店舗の減少により必要性が薄れてしまった
- △ 一方で、撤去には一定の費用を要することから、放置される事例が散見

商店街街路灯の 撤去支援の新設 【平成25年4月～】

- 危険性がある街路灯をそのままにしておくことは安全確保上の問題もあることから、街路灯撤去の費用の補助を新設

相模原市商店 連合会からの要望 【令和5年7月】

- △ 街路灯の老朽化がさらに進み、自然災害の増加により灯具落下や倒壊等の危険性が高まっている
- △ 街路灯が撤去されずに商店街団体が解散すると、誰も管理していない放置状態となり、市民生活にも危険が及ぶ
- △ 街路灯の撤去に関する市のさらなる支援と、撤去に伴う必要な防犯灯を市で設置してもらいたい



商店街街路灯の 撤去支援の拡充検討

- 撤去補助の上限額を引き上げ、商店街団体の経済的負担の軽減を図り、適正な維持管理の支援が必要
- 解散等による放置を防ぐためにも、現時点で危険性はないが、不要な街路灯の撤去を進める
- 商店街団体が今後再起を図るためにも、所有物の整理を行い、運営のスリム化も必要
- 街路灯を撤去する場合には、事前に商店街が地域と防犯灯に関する対応を協議、確認

3 令和5年度商店街アンケート調査【令和5年8月実施】

商店街での取組や課題、街路灯の維持管理状況などを把握するため調査を実施（※全商店街48団体から回答を回収）

アンケート項目	回答結果	
○ 商店街で管理している街路灯の基数	31団体 1,558基	
○ 修繕・撤去が必要となる危険な街路灯の基数	12団体 229基	
○ 損害賠償保険の加入状況	加入 21団体 (67.7%)	未加入 10団体 (32.3%)
○ 商店街活動における街路灯の維持管理状況	商店街活動の一部 街路灯の維持管理のみ	26団体 (83.9%) 5団体 (16.1%)
○ 街路灯撤去費用の保有状況	確保できる見込みがある 確保できる見込みがない	12団体 (38.7%) 19団体 (61.3%)
○ 街路灯を撤去することで、最も影響を受けること	安全安心な通行環境の悪化 商店街のイメージダウン	18団体 5団体 影響はない 6団体
要望等の自由記述の設問では、 <ul style="list-style-type: none"> ● 街路灯撤去費用の補助金を増額してもらいたい ● 街路灯のメンテナンスなど維持していくための補助金を確保してほしい ● 街路灯は行政管理でお願いしたい などの記載があった 		

4 他市での街路灯倒壊・折損事例

時期	事故概要
平成28年	大阪府池田市の市営公園で、照明灯が腐食して倒れ、小学4年の女兒が倒れてきた照明灯と地面に両手を挟まれ、左手の指を切断・骨折
令和2年	横浜市の星川駅南側商店街星和会が維持管理する街路灯1基が強風により損壊（人的・物的な被害はなし） ◎翌年、経年劣化が著しく倒壊の恐れに加え、会員減少、高齢化、後継者難などから、全24基の撤去を決定 ◎横浜市では新たに道路灯及び防犯灯を新設し、街の灯りを確保



令和4年	さいたま市で事実上解散状態の商店街団体の放置街路灯79基のうち1基の灯具が腐食により落下 ◎市が緊急対応として、当該灯具落下の街路灯1基の撤去を行った
------	--

残りの放置街路灯78基への対応に関して、さいたま市が弁護士に相談

弁護士見解

- 当該商店街団体は権利能力なき社団であり、所有者である構成員すべてに責任が及ぶ。
- 道路上のものは、道路管理者にも責任が生じる可能性は十分にある。
- 危険な状態かつ誰も是正する人がいないといった状況下において、市が撤去することは可能。被害が出た時のことを考えれば、対処すべき。

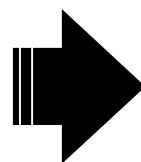
△さいたま市と同様の事例の発生は懸念されるため、街路灯撤去支援の拡充など、商店街団体に寄り添った支援が必要

5 現行の商店街街路灯の維持管理に関する補助制度

区分	撤去	修繕	設置	電気料
補助率	50%以内	30%以内	30%以内	高効率90%以内 それ以外70%以内
補助限度額	1基 2万円	100万円	1基 30万円	

街路灯撤去新設の際の費用【平成25年4月】

区分	参考見積額	その他
基礎撤去有	63,000円	交通整理員費用 30,000円/日が必要な場合有
基礎撤去無	43,050円	



実績を踏まえた現在の費用

区分	所要額
基礎撤去有	125,000円
基礎撤去無	55,000円

△道路上のものは、
基礎撤去有の原状
回復が必要

参考

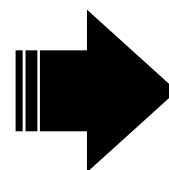
令和6年度商店街
に対する補助金予算額
【推進プログラム経費】

環境整備事業補助金	補助メニュー		にぎわいづくり支援事業補助金	補助メニュー	
		R6 予算額			R6 予算額
	街路灯撤去	940千円		ステップアップ事業	2,205千円
	街路灯修繕	2,540千円		商店街・地域連携型事業	900千円
	施設整備事業	2,532千円		情報発信事業	1,280千円
	街路灯電気料	15,609千円		イベント事業	5,220千円
	共同駐車場整備事業	1,955千円		計	9,605千円
	自動車駐車場利用券共同購入事業	1,498千円			
	まちなみ整備事業	1,279千円			
	計	26,353千円			

6 政令指定都市の商店街街路灯撤去支援

	市名	支援の有無	補助率	補助上限		市名	支援の有無	補助率	補助上限
1	相模原市	○	1/2以内	1基2万円	1 1	名古屋市	○	20%以内	50万円
2	札幌市	○	2/3以内	1基7.9万円 (灯具のみは1基1.7万円)	1 2	京都市	○	1/3以内	200万円
3	仙台市	×			1 3	大阪市	○	1/2以内	1基40万円
4	さいたま市	×			1 4	堺市	×		
5	千葉市	○	1/2以内	1基4万円	1 5	神戸市	○	1/3以内	600万円
6	横浜市	○	1/2以内	500万円	1 6	岡山市	×		
7	川崎市	○	1/2以内	200万円	1 7	広島市	×		
8	新潟市	○	1/2以内		1 8	北九州市	○	法人20% 任意団体10%	法人200万円 任意団体100万円
9	静岡市	○	1/2以内	1基7.5万円	1 9	福岡市	×		
1 0	浜松市	○	1/3以内	700万円	2 0	熊本市	×		

- 本市の補助上限は、他の政令指定都市と比較すると低い水準
- 補助率は1/2以内としている都市が多い
- 補助上限は1基で設定している場合と総額で設定している場合がある

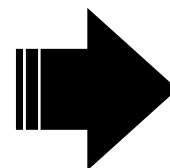


- 補助上限は引き上げる必要がある
- 予算管理の観点からも現行の1基当たりの補助上限の設定は維持しつつ、引き上げを行う

7 政令指定都市の商店街街路灯修繕支援

	市名	支援の有無	補助率	補助上限		市名	支援の有無	補助率	補助上限
1	相模原市	○	3/10以内	100万円	1 1	名古屋市	○	1/5以内	50万円
2	札幌市	○	1/3以内		1 2	京都市	○	1/3以内	200万円
3	仙台市	○	1/4以内	250万円	1 3	大阪市	○	1/5以内	500万円
4	さいたま市	○	1/3以内 L E D化1/2以内	1,000万円 L E D球切れ交換200万円、1灯4万円 L E D化ランプ交換500万円、1灯6万円 L E D化灯具改修800万円、1灯9万円 ※灯数に関わらず1基21万円	1 4	堺市	○	法人1/10以内 任意団体7/100以内	300万円
5	千葉市	○	1/2以内	基礎2万円、塗装1万円 L E D電球交換1.5万円 L E D化電球交換2.5万円	1 5	神戸市	○	1/3以内	300万円
6	横浜市	○	3/4以内	500万円、1基6万円	1 6	岡山市	○	2/3以内	2,000万円
7	川崎市	○	1/4以内 L E D化1/2以内	法人800万円、任意団体300万円 L E D化600万円、1灯7.5万円	1 7	広島市	×		
8	新潟市	○	1/2以内	2億円	1 8	北九州市	×		
9	静岡市	○	1/2以内	1基10万円	1 9	福岡市	×		
10	浜松市	○	1/2以内	1,000万円	2 0	熊本市	×		

- 本市では街路灯に特化した修繕補助だが、他の政令指定都市ではアーケードなど多くの共同施設を対象とした修繕補助となっているので、単純比較はしにくい。
- 本市の補助率は、他の政令指定都市と比較すると標準的な水準。
- 本市の補助上限は、他の政令指定都市と比較すると低い水準。



- 補助上限に達する修繕事業がないため、現行の補助制度を維持し、確実な予算化を行う

8 商店街街路灯撤去の現状

街路灯撤去に係る商店街団体負担額				
区分	撤去費用	市補助金	商店街団体負担額	撤去支援新設時(H25)の商店街団体負担額想定
基礎撤去有	12.5万円	2万円	10.5万円	4.3万円
基礎撤去無	5.5万円	2万円	3.5万円	2.3万円

△商店街街路灯は道路上や民地にあるが、基礎撤去有の工事費の高騰から、商店街団体の経済的負担が大きい

△経済的負担が大きいことが危険な状態の街路灯の撤去が進まず、放置される一因

⇒ 不適切な維持管理となり、人的な被害も発生する恐れ



◎商店街団体の経済的負担の軽減を図り、基礎の撤去を踏まえた適切な維持管理を支援

⇒ **補助上限額の引き上げが必要**
(既存補助制度の適正化)

区分	撤去費用	市補助金	商店街団体負担額	補助制度の変更	
				現行	変更
基礎撤去有	12.5万円	6.2万円	6.3万円	◎補助上限額：2万円	◎補助上限額： 7万円

9 商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直し

1 撤去に係る補助上限額の引き上げ

● **1基当たりの補助上限額を2万円から7万円に変更**

☆ 1基当たりの平均撤去費用が12.5万円のことから、補助率(1/2)や工事費高騰を踏まえ、適正な補助上限額を設定

◎ 毎年度、商店街団体に所要額を調査し、翌年度に予算を確保する

全街路灯 【R5商店街調査】	危険な街路灯 【R5商店街調査】	撤去 【R6年度までに】	修繕 【R6年度までに】	未対応街路灯	撤去予定 【R7年度以降】	修繕予定 【R7年度以降】
1,558基	229基	60基	93基	76基	25基	51基

2 修繕に関する補助金の着実な予算化【現行補助制度には変更なし】

商店街団体における街路灯の適正な維持管理のため、修繕に関する予算の確保の重要性を再認識

3 令和7年度補助予算額への影響

○ **街路灯撤去補助：425万円増**

- ・ 危険対応25基（純増想定）× 7万円 = 175万円
- ・ 経常対応50基（年度平均撤去数）× 5万円（現行2万円から上乘せ） = 250万円

○ **街路灯修繕補助：増額なし**

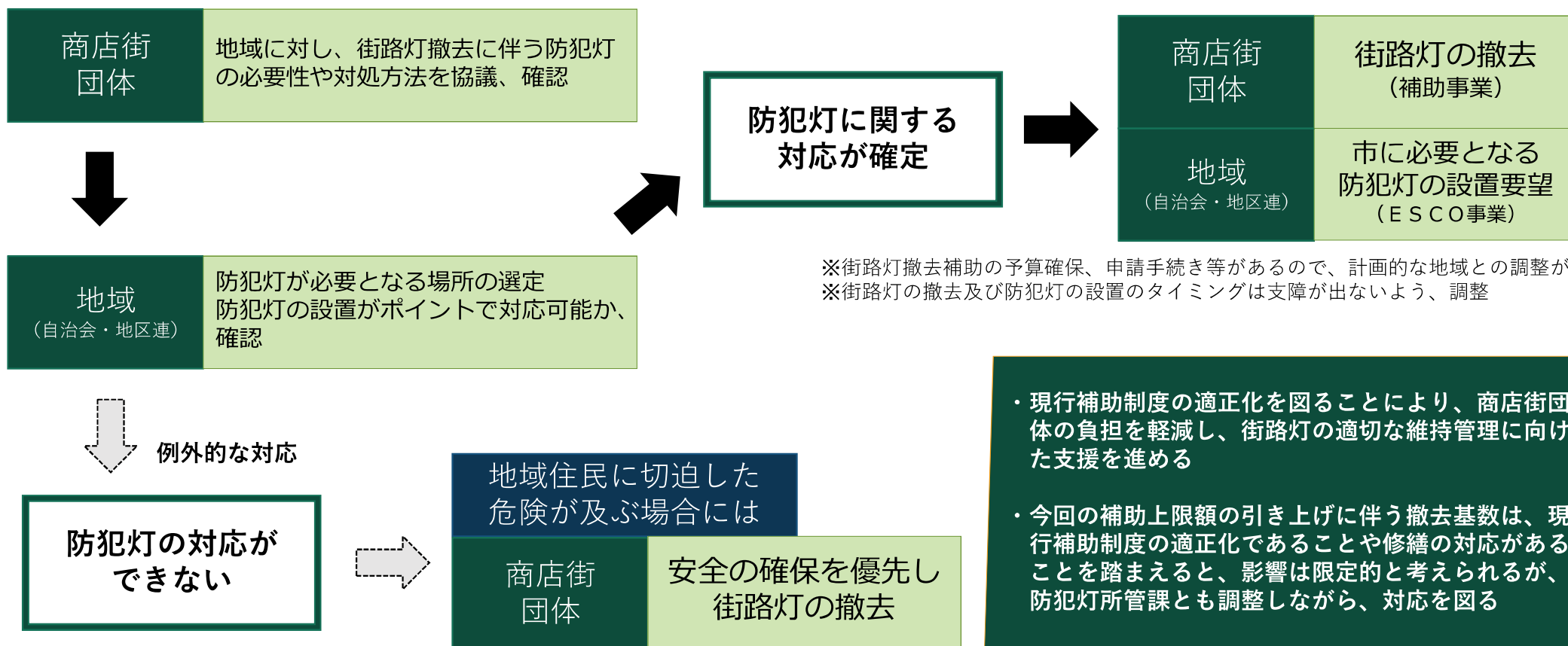
R6年度予算において、商店街団体への予算要望調査を踏まえ、186基に対応する修繕補助を措置していることから、ベース予算の中で対応

街路灯関連補助	R6予算額
撤去	940千円
修繕	2,540千円
電気料	15,609千円

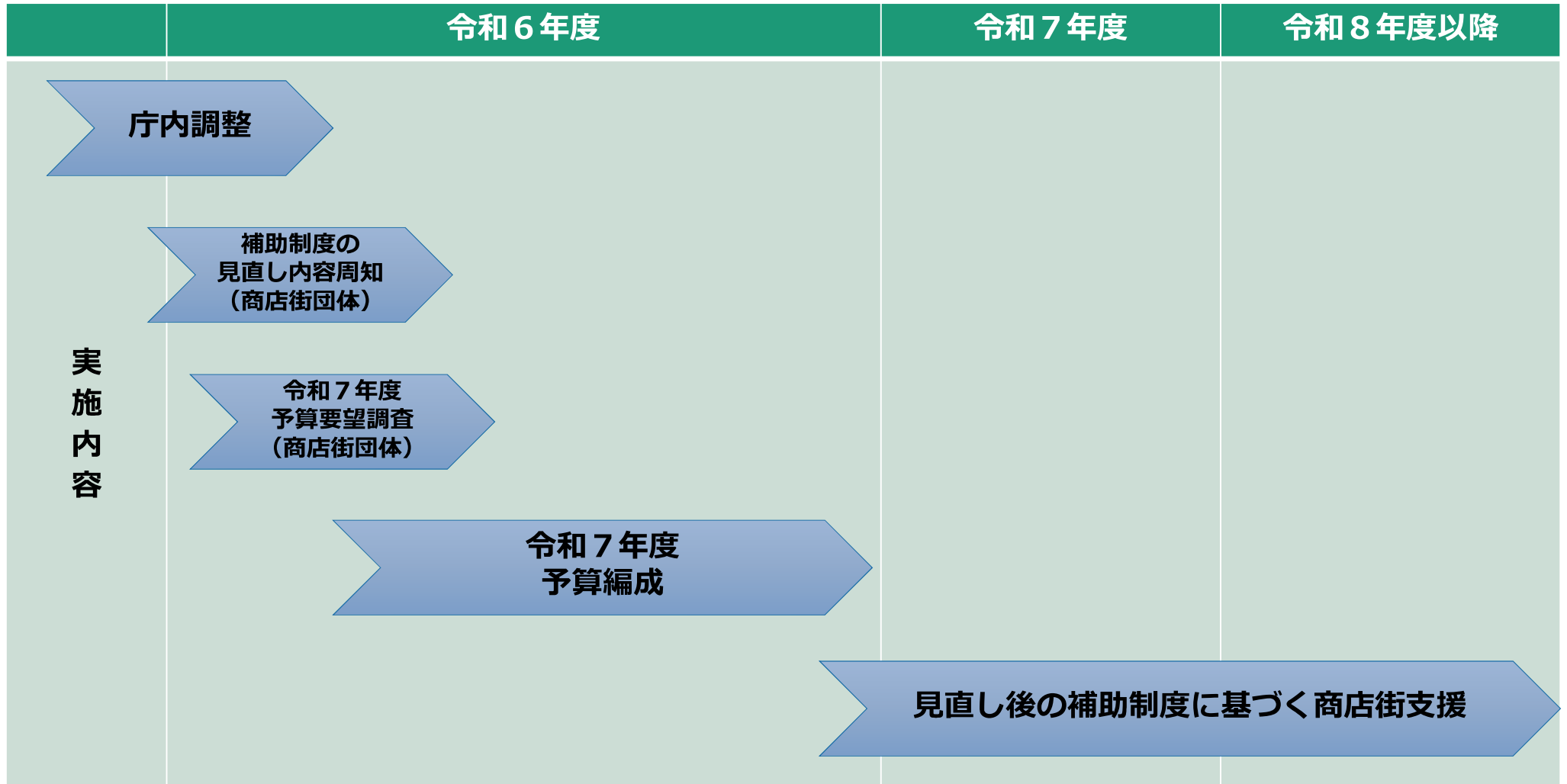
10 街路灯撤去に伴う防犯灯への対応

街路灯撤去に伴う防犯灯対応の流れ

△現在においても次の流れで対応しており、引き続き当該流れにより対応を図る



11 今後のスケジュール



事案調書(決定会議)

審議日 令和6年8月27日

案件名	物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減及び今後の方向性について						
所管	教育	局区	部	学校給食	課	担当者	内線

事案概要

学校給食の食材費については、献立の工夫等により節減に取り組んでいるものの、急速な物価高騰に伴い、令和6年度予算に不足が生じる見込みである。学校給食費(食材費相当額)は学校給食法により保護者負担と定められているが、同じく物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減及び子育て世帯の支援という観点から、給食食材費の現状の不足分を市費で賄うとともに、持続可能な学校給食の実施のため、学校給食費の改定に向けた今後の方向性について諮るもの

審議事項 庁議で決定したいこと及び想定(希望)している結論	<ul style="list-style-type: none"> ○ 学校給食食材費の不足額への対応について <ul style="list-style-type: none"> ▶ 学校給食費の改定まで(~7年度1学期)は現行の学校給食費の不足分を市費を投入して対応 ○ 学校給食費の改定に向けた方向性について <ul style="list-style-type: none"> ▶ 今後を含め、学校給食費の改定までの不足額への市費投入における予算の対応として、新たな基金制度を創設 ▶ 学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策については、今後検討の上改めて庁議に諮る
審議結果 (政策課記入)	○原案のとおり承認する。

事業効果 総合計画との関連	事業効果	栄養バランスや質を保った学校給食の提供を維持しつつ、保護者にとって急速かつ過度な負担とならないようにできる				
	効果測定指標	子育て世帯の負担軽減			施策番号	1,3
		R6	R7	R8		
	事業効果 年度目標	・学校給食費不足額への市費投入 ・学校給食費改定・子育て世帯負担軽減策検討	・学校給食費不足額への市費投入			

事業スケジュール / 事業経費・財源 / 必要人工

○事業スケジュール

	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施内容	不足額	12月補正	R7当初				
	基金創設	12月部会 3月議会 議案 条例設置	給食費の改定(目的)	積立て・繰出し			
	参考 給食費の改定	庁内調整、庁議 教育委員会審議 → 改定内容等の決定 → 条例改正手続き等					

○事業経費・財源

(千円)

項目	補助率/充当率	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
事業費(教育費)		2,028,800	2,201,200					
うち任意分		2,028,800	2,201,200					
特財								
国、県支出金		0	0					
地方債		0	0					
その他		1,900,000	2,090,000					
一般財源		128,800	111,200					
うち任意分		128,800						
捻出する財源※2								
一般財源拠出見込額		128,800	111,200					
元利償還金(交付税措置分を除く)								
捻出する財源概要								
税源涵養(事業の税収効果)								

学校給食費の改定の時期や内容によるため、現時点では不明

○必要人工(事業実施に当たり、新たな人員配置を求める場合のみ記入)

(人工)

項目		R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
実施に係る人工	A							
局内で捻出する人工※	B							
必要な人工	C=A-B	0	0	0	0	0	0	0
局内で捻出する人工概要								

SDGs
関連ゴールに○

								
	○		○					
								
	○							

日程等
調整事項

条例等の調整	条例	制定あり	議会提案時期	令和7年3月	定例会議	報道への情報提供	資料提供
パブリックコメント	なし		時期	-	議会への情報提供	部会	令和6年12月

事前調整、検討経過等

調整部局名等	調整内容・結果
政策課	事業内容等について
総務法制課	条例改正等について
財政課	予算について
学務課	2案件並行調整
関係課長打合せ会議(7/30)	学校給食食材費の不足額への対応及び今後の方向性について
調整会議(8/8)	上部会議に付議する
決定会議(8/14)	継続審議

備考

庁議におけるこれまでの議論

調整会議の 主な議論 (8/8)

【審議事項及び補正予算について】

- (総務法制課長) 今回の審議事項は学校給食費に係る保護者負担の軽減と今後の方向性であり、学校給食費の改定については改めて庁議に諮るとなっているが、事案調書の事業スケジュールに改定に関する内容も記載されているため、審議事項に含まれるのでは。
- (教育総務室長) 改定も議論に含めないと方向性の議論が進まないか。
- (政策課長) 改定を確約しないと基金を設置できないのでは。
- (財政課長) 不足額への対応に係る補正予算への計上は承認とし、改定は別案件として継続審議することも可能ではないか。
- (政策課長) 改定も含め、方向性を決める審議事項と捉えてよいのでは。財政課としてはどうか。
- (財政課長) 補正予算の計上額については今後精査するが、財政部門としては令和6年12月に基金条例を設置し、令和7年3月に基金からの繰入という形にして頂きたい。あわせて、想定スケジュールについても修正して頂きたい。
- (財政課長) 給食費は少なくとも令和7年9月から改定して頂きたい。また、想定スケジュールのパターンごとに必要となる一般財源の額を比較した上で基金に繰り入れる金額を判断したいので、当該金額も資料に追記して頂きたい。
- (政策課長) 基金の設置を12月に行い、補正を3月に行うということではどうか。また、不足額に係る補正予算への計上も12月に行うのか。
- (財政課長) 3月補正予算の計上では間に合わないか。
- (事務局) センター方式の食材費について、3月分の支払いは4月に発生するため3月補正予算の計上で対応できるが、デリバリー給食の1～3月分の支払いは対応できない可能性がある。
- (政策課長) 12月補正予算に計上すべきである。
- (教育総務室長) 3月補正予算に計上するには金額が大きいため、12月補正予算で計上したい。
- (財政課長) いずれにしても基金の設置は12月に行って頂きたい。

【改定時期について】

- (経営監理課長) 基金の設置は給食費の改定とあわせて説明する必要があるのではないかと。
- (教育総務室長) 基金を設置するということは、改定までの間、当該基金を活用することになるため、しかるべき時期に改定するという意思表示になる。
- (経営監理課長) 令和7年4月からの改定は出来ないのか。
- (学校給食課長) 適正な金額について議論を行う必要があり、また昨今の全国的な給食費の無償化の状況を踏まえながら、子育て支援や少子化対策とどのように絡めていくのかなど課題がある。また、秋に準備を予定している新入生の保護者向け説明会において給食費の額を示す必要があるため、令和7年4月に改定することは出来ない。
- (経営監理課長) 複合的な問題があることは理解するが、早期に改定を行う必要があるのではないかと。令和7年9月に改定出来る見込みはあるか。
- (学校給食課) 改定出来る見込みはある。
- (総務法制課長) 令和7年9月に改定した場合、12月に基金の創設、3月に改定の議案を提案することになる。基金設置と給食費の改定は同時期にあわせて提案したほうがよいのではないかと。
- (教育総務室長) 基金設置の際、改定の話は必ず出ると思われる。その都度、説明するほかないと考えている。

<<原案を一部修正し、上部会議に付議する。>>

決定会議の
主な議論
(8/14)

【審議事項及び補正予算について】

○(総務局長)子育てするなら相模原市を掲げているが、給食費の改定により保護者へ負担を求めていくかたちになるが、庁内でどのように整理をして進めていくか。

→(学校給食・規模適正化担当部長)給食費の改定がそのまま保護者の負担増につながるとは考えていない。改定についての議論は、本市の全庁的な子育て応援施策の中で、経済的な負担の軽減も含めて、今後検討していく。

○(財政局長)改定の検討をもっと早くに始められなかったか。

→(学校給食・規模適正化担当部長)令和4年からコロナウイルスに伴う国からの交付金等で物価上昇に伴う部分を補っており、全国的な給食費の無償化の流れや、他の政令市の動き等も探りながら局内では慎重に検討をすすめていたが、庁議を行うまでには至っていなかった。

○(財政局長)現在の給食費の執行状況について問う。

→(学校給食・規模適正化担当部長)現在の給食費のなかでやりくりできるよう努力はしているが、提供するメニューや食材によっては1食あたり現在の給食費を超えてしまう日もある。令和6年度の予算を組む際に、物価上昇分を一般財源でみることは難しいとの判断もあり、予算計上を行っていない。

【基金の設置について】

○(総合政策・地方創生担当部長)基金について、今回設置する基金は今後不足額が生じた際に補填するための基金という解釈でよいのか。

→(学校給食・規模適正化担当部長)そのように考えている。

→(総合政策・地方創生担当部長)今後の給食費の改定の詳細が決まっていないなかで、基金の設置だけを先行して決めるのは難しい。基金の目的やルールを決めてから基金の設置をすべき。

→(市長公室長)ここで無理して基金を作らなくても、今年度分の不足分は補正対応という手段もある。

→(総務局長)本来の基金のあるべき姿として、将来的な事象が起こった場合に備えて基金を設置しておくものだと考えるが、そこの議論が足りていないように感じる。

→(総務法制課長)資料7ページの基金に関する記述を、今後の活用方法も含め具体的に示して頂きたい。

→(学校給食課長)資料を修正する。

<<継続審議とする。>>

物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減 及び今後の方向性について

【概要】

学校給食の食材費については、急速な物価高騰に伴い、令和6年度予算に不足が生じる見込みである。学校給食費(食材費相当額)は学校給食法により保護者負担と定められているが、同じく物価高騰の影響を受けている保護者の負担軽減及び子育て世帯の支援という観点から、給食食材費の現状の不足分を市費で賄うとともに、持続可能な学校給食の実施のため、学校給食費の改定に向けた今後の方向性について諮るもの

【学校給食費（現行）】 ※令和2年度改定

	方式	年額	月額	1食当たり
小学校 及び 義務教育学校(前期課程)	自校方式 センター方式	50,600円	4,600円	270円
中学校 及び 義務教育学校(後期課程)	センター方式	58,300円	5,300円	310円
デリバリー給食（中学校）		—	—	330円

- 令和4・5年度の不足分は交付金で対応。令和6年度は不明(交付金検討情報あり)
- 県学校給食会が決定する主食(ごはん・パン)・牛乳の単価増が大きく、副食代を圧迫
 ※ 市の予算編成後に通知されるもので、市に裁量なし
 - ▶ R2年度より、ご飯+7.91円、パン+13.39円、牛乳+9.4円 ※小学校自校方式の場合
- 現行の給食費を超過する見込み
- 消費者物価指数(主な副食食材)が令和2年度と比較して約16%増
 - ▶ 現在の学校給食費と比較して、1食あたり40円ほど不足
- 今後も食材費は高騰していくことが想定される
 - ▶ 学校給食費の改定が必要
- 学校給食費の改定には一定期間が必要

- ▶ 不足額への対応【検討Ⅰ】
- ▶ 今後の方向性【検討Ⅱ】

I-1 令和6年度12月補正予算

小学校及び中学校(センター方式)については、想定食数と現時点での単価で算定した**食材費支出見込額の不足額**を、中学校デリバリーについては1食あたりの単価は増額傾向にあるため、消費者物価指数の上昇率から算出した1食あたりの不足額を50円として算出

【A:小学校及び中学校(センター方式)】

想定食数：6,718,300食(4～3月分)

想定単価：300円

支出見込額：約20億1,550万円

不足額：約**1億1,550万円**(20億1,550万円-19億円)

【B:中学校デリバリー給食】

予定食数：264,268食(1～3月分)

不足額：約**1,330万円**(@50円×264,268食)

➔ 補正予算額

1億2,880万円

【参考】物価高騰に伴う指定都市のR6対応状況(1食あたり平均31.45円対応)

交付金対応:10市、一般財源:7市、基金取崩:1市、対応なし:2市(新潟市及び本市)

【参考】交付金での本市対応状況(1食あたり)

令和4年度 食材費補填(小・中・デリ):7～3月 +10円(決算:69,767千円)

令和5年度 食材費補填(小・中・デリ):4～3月 +15～30円(決算:133,421千円)

給食費無償化(小学校):1～3月(決算:421,514千円)

I-2 令和7年度の対応

➔ 後述(学校給食費改定時期との兼ね合いにより必要)

【検討Ⅱ】今後の方向性（学校給食費の改定）

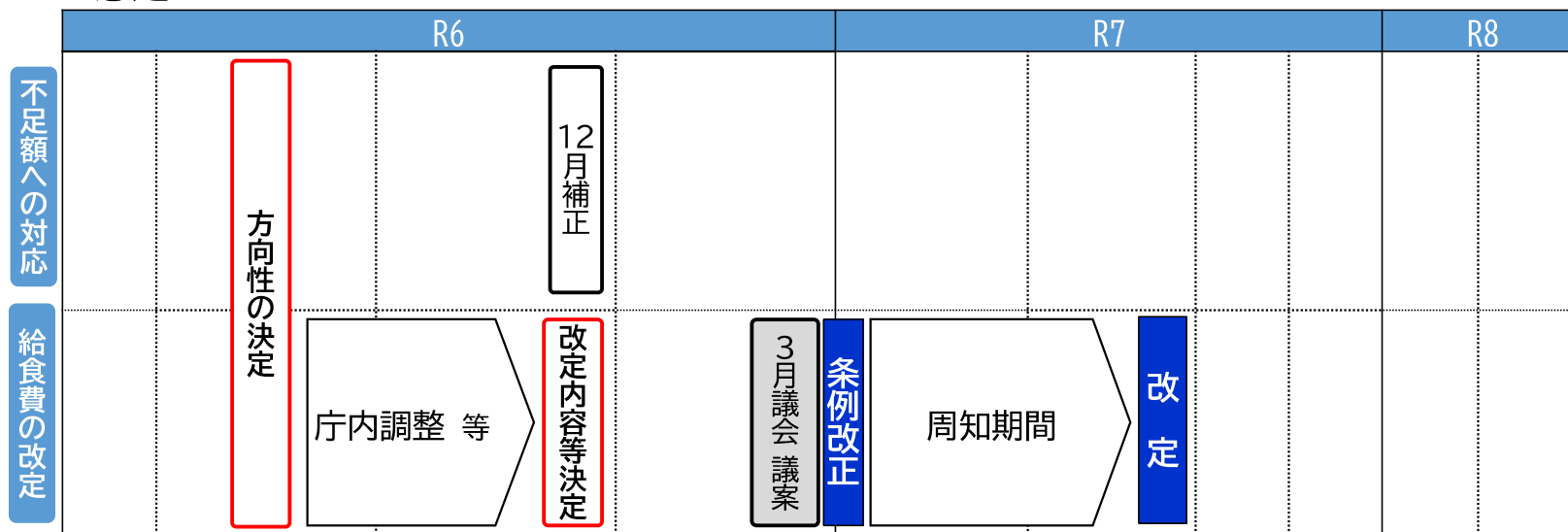
今後も食材費の高騰が続くことが想定されることから、学校給食費を改定する必要がある

Ⅱ-1 学校給食費の改定時期

- 学校給食費を改定する場合、条例改正が必須 ※学校給食費の年額上限額を規定
- 改定までには、教育委員会における審議、議案の提案・議決、保護者への周知期間が必要であり、庁議等の検討も含め、1年程度の期間が必要
- 学校給食費は年額を基本とした設定としていることから、年度途中の改定に伴う影響に留意する必要性あり

➔ 令和7年9月改定を目途に検討を進める(改めて庁議に諮る)

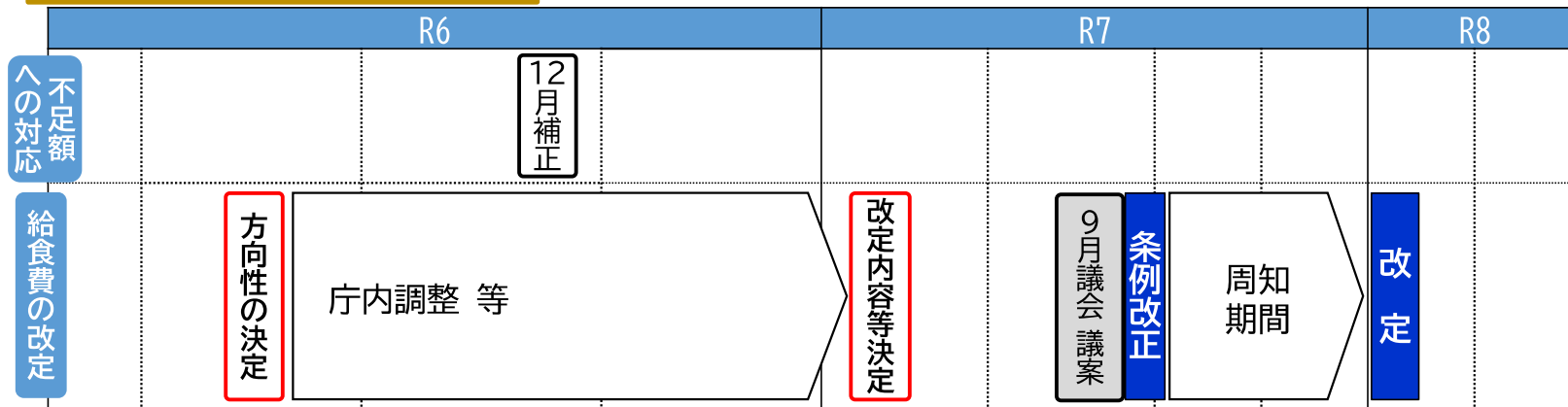
<想定スケジュール>



【検討Ⅱ】今後の方向性（学校給食費の改定）

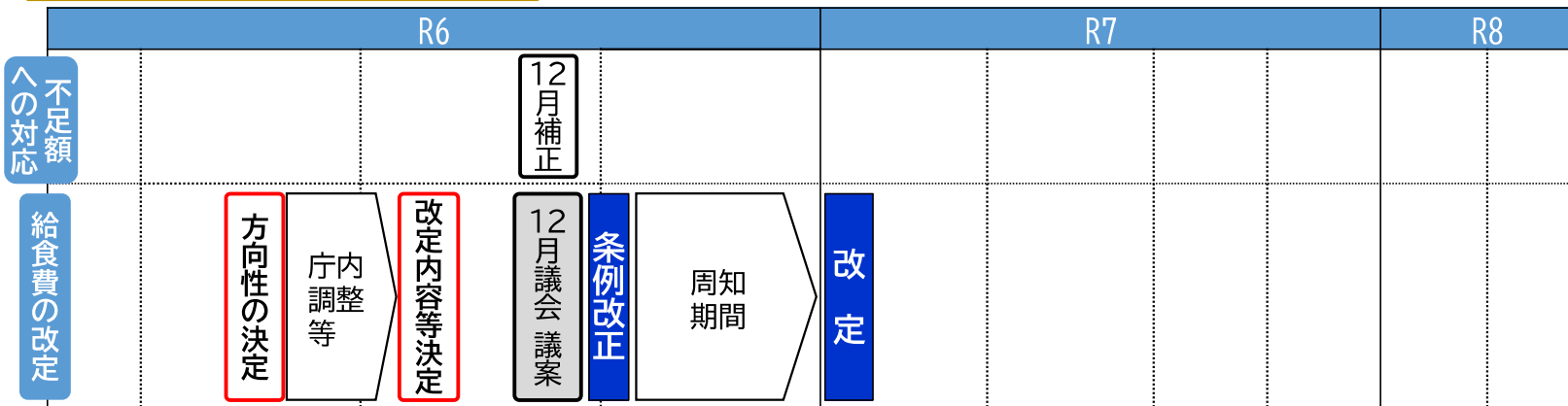
【令和7年9月改定以外の場合の想定スケジュール及び課題等】

令和8年4月 改定の場合



▶ 改定までの期間が長い

令和7年4月 改定の場合



▶ 改定額などの内容を検討する期間が非常に短く、庁議や教育委員会における十分な議論や、今後の物価状況が見えない中で適切な改定額を決定することが困難

▶ 保護者への周知期間が短い

Ⅱ-2 令和7年度の対応 ※I-2で後述としたもの

現行の学校給食費の不足分を市費を投入して対応

<現時点での消費者物価指数でみた場合の試算>

消費者物価指数の上昇率から算出した1食あたりの不足額について、小学校及び中学校(センター方式)は40円を、中学校デリバリー給食は50円を、それぞれ市費により対応する

令和7年9月改定の場合 ➡ 令和7年4月～7月分(1学期)の不足額に対応

【A：小学校及び中学校(センター方式)】

対象人数：33,464人(R6.5.1時点児童・生徒数)

@40円×33,464人×66日 ÷ 約 8,840万円 (参考：1年分 約 2億4,770万円)

【B：中学校デリバリー給食】

予定食数：1,211,525食

@50円×455,334食 ÷ 約 2,280万円 (参考：1年分 約 6,060万円)

➡ 対応額(試算) 1億1,120万円 (参考：1年分 3億830万円)

Ⅱ-3 市費投入における予算のあり方

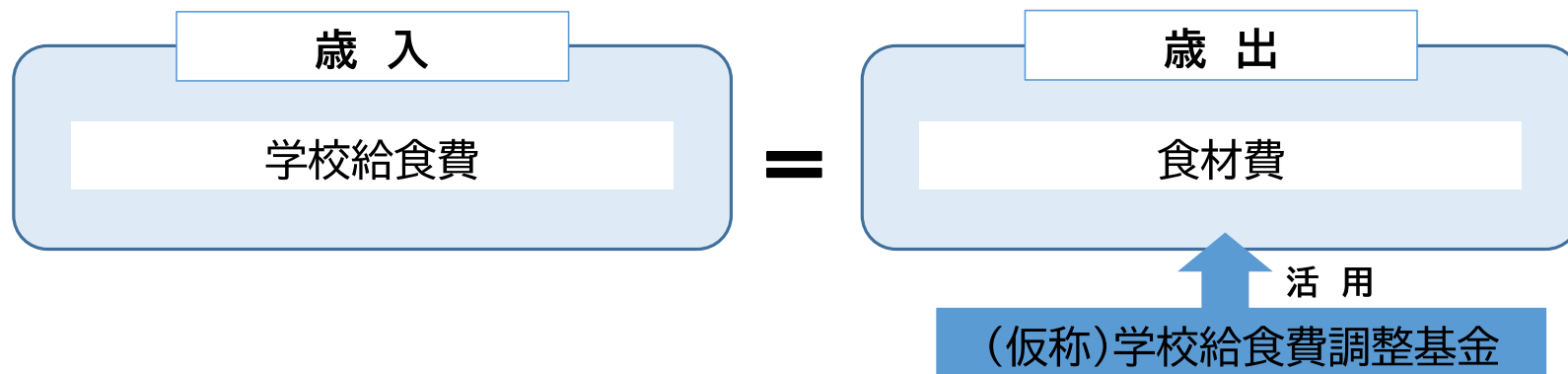
- 学校給食費の上限額は条例で規定しているため、物価高騰等に対応する必要性が生じてから、条例を改正し学校給食費の改定が可能となるまでに、タイムラグが生じる
- 物価高騰等で学校給食費に不足が生じるたびに予算化し、一般財源により対応することとなり、財源や柔軟な対応が困難などの課題がある

→ 新たな基金制度を創設

【(仮称)学校給食費調整基金(資金積立基金)】

○ 目的

物価変動を始めとする社会経済情勢の変動にかかわらず、安定した食材の調達を図ることが必要であることから、食材費の高騰などにより学校給食費に不足が生じた場合に基金を活用し、給食用物資(食材)の調達に要する費用に充当

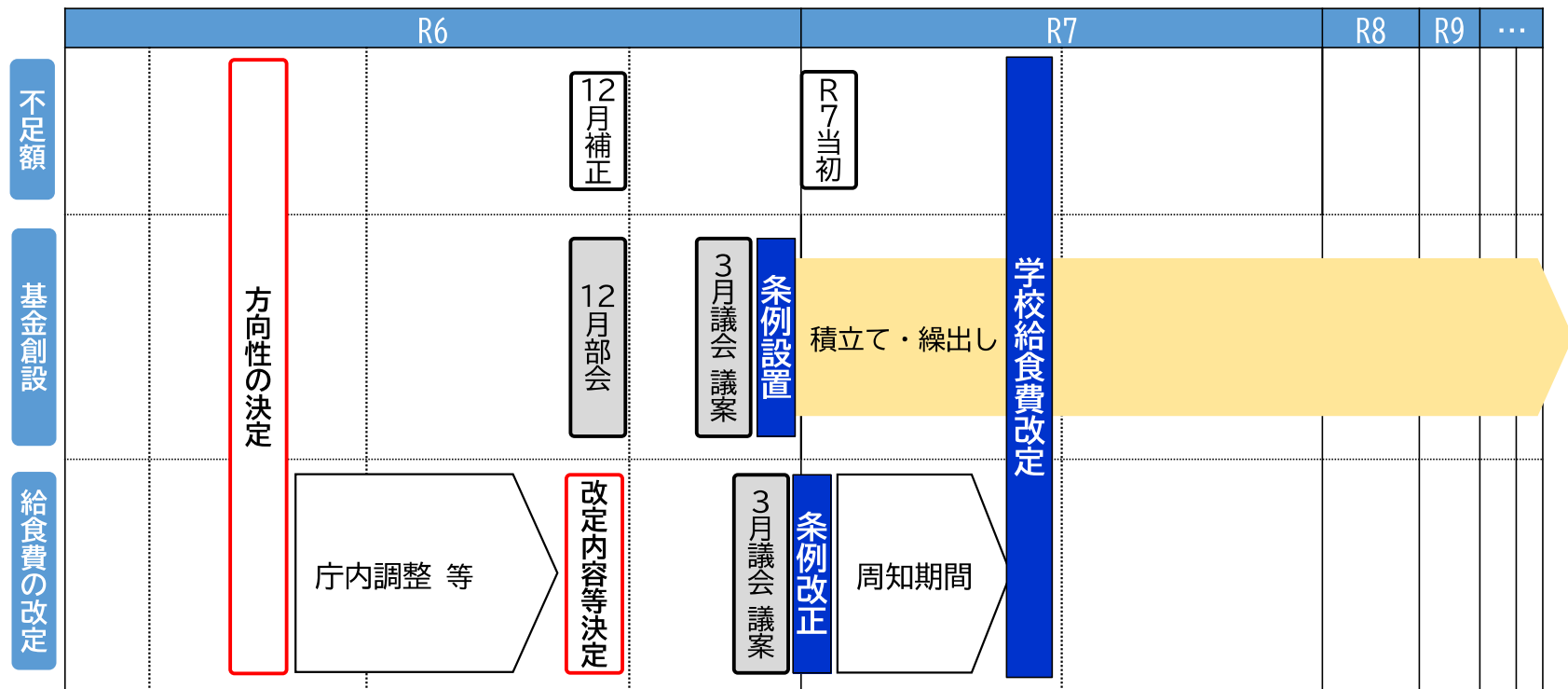


【基金の設置時期】

○令和7年3月設置

令和7年度以降の学校給食費の不足額に対応するため、令和7年3月に基金を設置する

【スケジュール(令和7年3月条例設置)】



Ⅱ-4 学校給食費の改定に伴う子育て世帯の負担軽減の検討

【本市の状況】

- 「子育てするなら相模原」「教育を受けるなら相模原」に取り組んでいる
 - ▶ **学校給食費の改定は保護者の負担増を招く**

【国の動向】

- こども未来戦略会議(内閣官房)の議論を踏まえ、「こども未来戦略」を閣議決定(R5.12.22)

「**学校給食費の無償化の実現に向けて**、まず、学校給食費の無償化を実施する自治体における取組実態や成果・課題の調査、全国ベースでの学校給食の実態調査を速やかに行い、1年以内にその結果を公表する。その上で、小中学校の給食実施状況の違いや法制面等も含め課題の整理を丁寧に行い、**具体的方策を検討する。**」

- ▶ **調査の結果(R6.6公表)、全国自治体のうち約3割が無償化(R5.9時点。ただし、交付金対応含む。)**。今後、**具体的な方策が検討される予定**

【他自治体の状況】

- 東京都が無償化を実施する都内市区町村に対し半額を補助(R6.4~)
- 都内では、23区、八王子市(R6年度2学期~)、町田市(第2子以降のみ)などが無償化
- 交付金や市費等で対応し、学校給食費の改定を実施した自治体は少数
 - ▶ **無償化拡大や別対応する自治体が多い中、増額改定を行うのか**

➡ 食材費高騰に伴う保護者の負担増のみではなく、子育て世帯の負担軽減策も含めて検討

方向性(案)

- 食材費の高騰に伴い、学校給食費の改定は必要
- 改定時期は令和7年9月（2学期～）を目途
- 学校給食費の改定まで（令和6年度及び令和7年度1学期分）の不足分は、市費を投入して対応
- 不足分への市費投入における予算のあり方として、新たな基金制度を創設
- 学校給食費の改定及び子育て世帯への負担軽減策については、今後検討の上改めて庁議に諮る

【食材費の現状（小学校）】

	R 2			R 6		
	ごはん		パン	ごはん		パン
	自校方式	センター方式		自校方式	センター方式	
主食	41.99円	67.08円	45.90円	49.90円 (+7.91円)	68.21円 (+1.13円)	59.29円 (+13.39円)
牛乳	53.37円			62.77円 (+9.4円)		
副食	174.64円	149.55円	170.73円	157.33円 (▲17.31円)	139.02円 (▲10.53円)	147.94円 (▲22.79円)
給食費	270円			270円		

※ センター方式は、城山・津久井Cのもの（上溝Cは含まない）

※ 城山・津久井Cはα化米かつ委託米飯の比率が高いため、ごはんが割高

【牛乳単価の推移（小・中・デリバリー共通）】 ※規定単価は55円

	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
実単価	53.37円	53.60円	54.17円	57.93円	62.77円
対前年度	—	+0.23円 (+0.4%)	+0.57円 (+1.1%)	+3.76円 (+6.9%)	+4.84円 (+8.4%)
対規定単価	▲1.63円	▲1.40円	▲0.83円	+2.93円	+7.77円

【食材費の現状（中学校）】 ※センター方式（城山・津久井C）

	R 2		R 6	
	ごはん	パン	ごはん	パン
主食	79.82円	47.20円	82.61円 (+2.79円)	61.34円 (+14.14円)
牛乳	53.37円		62.77円 (+9.4円)	
副食	176.81円	209.43円	164.62円 (▲12.19円)	185.89円 (▲23.54円)
給食費	310円		310円	

【食材費の現状（中学校デリバリー）】

	R 2	R 6
主食	43.30円	49.30円 (+6.00円)
牛乳	53.37円	62.77円 (+9.4円)
副食	233.33円	217.97円 (▲15.36円)
給食費	330円	330円

1 商店街街路灯の維持管理に関する補助制度の見直しについて

【環境経済局 産業支援・雇用対策課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 調整会議後の財政課との調整経過は。
 - (財政課長) 調整会議後の執行率の修正もあった中で、事業実施については賛同するが、経費等については予算査定の中で対応することとしている。
- (総務局長) 提案では撤去費等の見直しのみの記載だが、撤去が進むことにより電気代補助は減額になるのではないか。
 - (産業支援・雇用対策課長) 減額となる。予算査定の中で調整させていただく。
- (総務局長) 撤去費の支援を拡充することで、商店街街路灯を撤去し、防犯灯への切り替えが加速する想定か。今後の対応について、市民局や区役所との調整は進んでいるのか。
 - (産業支援・雇用対策課長) 商店街にも撤去費用の負担があるので、一気に撤去が進むことは想定していない。また、現在も商店街と自治会や地域の方々と対話をしながら、E S C O事業による防犯灯の設置等、調整の上で撤去を行っている。
- (総務局長) その調整が見つからない場合は撤去できないということか。
 - (経済担当部長) 危険度が高いものは調整前でも撤去はする。それ以外で老朽化が進みつつあるものは防犯灯への置き換えも含めて調整していく。
- (総務局長) 防犯灯へ置き換えるとなった際には、設置費を予算化していくのか。
 - (産業支援・雇用対策課長) 今回の提案にはないが、E S C O事業での設置を調整しながら必要な際には予算化を検討していくが、商店街ごとの状況で置き換えの必要性などを地域と調整していただく。
- (総務局長) 実際には商店街街路灯も住民の方々にとっては防犯灯に近い意味合いになっていると考えており、今後置き換えが増えていくことを想定すると、補助金だけをアップするだけでなく体制等についても庁内で調整していただきたい。
- (総務局長) 撤去後に再整備(新設)をする際には、どちらにも補助できるのか。
 - (産業支援・雇用対策課長) 近年の実績として、新設の補助金執行はない状況である。
- (総務局長) 実績を踏まえると、商店街支援の制度設計自体の見直しも必要と考える。
- (財政局長) 商店街にアンケートをとっているとのことだが、商店街自身は街路灯維持の意向はどの程度あるのか。
 - (産業支援・雇用対策課) 駅近隣の商店街は維持したいという意向が多い一方で、駅から距離がある商店街では市に帰属したい意向が強い傾向がある。
- (財政局長) 見直すのであれば全体の制度設計を見直しははかがか。例えば、高効率化ができていないため高額のままの電気代に70%の補助をするなども見直す必要もあると考える。商店街団体が減っていく中において、支援制度の全体を見直す中で、今回の撤去費補助も検討すべき内容なのではないか。
 - (経済担当部長) 商店街を今後どう支援していくのかという根本的な課題と認識しているが、喫緊の課題として老朽化している街路灯の撤去を商店街も危惧しており、差し迫った課題として先行して提案させていただいている。商店街支援全体のあり方についても並行して議論してまいりたい。
- (総合政策・地方創生担当部長) アンケートの結果、危険な街路灯を把握している中で、補助制度の拡充とは別に、道路管理者と調整し是正を指導する必要があるのではないか。
 - (産業支援・雇用対策課長) アンケートにより危険な街路灯として把握はしているが、即座に倒壊の危険があるという認識ではない。
- (総合政策・地方創生担当部長) 新設は近年実績としてないとのことであったが、予算計上もないという認識で良いか。
 - (産業支援・雇用対策課長) 複数年にわたり予算計上もしていない。

- （市長公室長）今回の提案は街路灯の修繕に限っているが、商店街の衰退が進んでいる現状において、商店街支援全体の見直しを前提とする必要があると考えるが、庁内議論の中心はどの部署が担うか。
→（経済担当部長）環境経済局の経済担当部門で行う。
- （総務局長）新設の補助は近年予算計上もしていないなど、商店街のニーズに合った制度ではなくなっているという印象である。今回提案の修繕補助のみ見直しを図るという意向ではないと認識で良いか。
→（経済担当部長）制度全体の見直しが必要であることは認識している。
- （総務局長）見直しはスケジュール感を持って取り組んで欲しい。
- （市長公室長）商店街支援のあり方を整理することを条件とする旨、庁議結果に付す。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。
ただし、商店街支援のあり方を整理すること。

2 物価高騰に伴う学校給食費の保護者負担の軽減及び今後の方向性について

【教育局 学校給食課】

(1) 主な意見等

- (市長公室長) 今回の審議事項は(仮称)学校給食費調整基金(以下、基金という。)の創設についてであり、給食費の改定は別途協議するという整理でよいか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) そのとおりであるが、給食費改定の方向性については、今回の庁議で決定したい。
- (市長公室長) 給食費の改定については重要な部分であるため、事案調書に記載している事業スケジュールについてもう一度説明していただきたい。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) 参考という形で記載しているが、今回の庁議で給食費について、改定の方向で進めて良いということになれば、今後、庁内調整を進めていきたいと考えている。給食費の改定は条例改正が必要となるが、子育て世帯に対する負担が増えてしまうため、子育て世帯の支援、応援を今後どうしていくのかを全庁的に検討していくことを想定している。
 - (市長公室長) 基金条例については、令和6年12月部会での説明を経て、3月議会に提案し、また給食費の改定時期が令和7年度の予定しているが、予算に反映されるのはいつか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) 給食費改定については、令和7年9月を目途に考えている。
 - (市長公室長) 今年度の給食費が不足する分については、12月補正予算で対応することだが、来年度の予算についてはどのように考えているのか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) 年度途中で給食費が不足すると考えており、給食費の改定には条例改正が必要となることから、補正予算と同時に当該条例の改正を考えている。
 - (財政局長) もう一度整理すると、12月部会で基金条例設置の説明を行い、3月議会で提案する。また今年度については既に給食費の不足が生じる見込みのため、来年3月までの分は補正予算対応としたいということではよいか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) そのとおりである。給食費改定に係る条例を改正した後、保護者に対する周知期間が必要であるため、当該条例の改正は3月議会に提案し、来年9月からの施行と考えている。
 - (財政局長) その場合は12月の部会で説明するということか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) そのとおりである。
 - (市長公室長) そういうことであれば、基金条例と給食費の改定に係る条例改正を合わせて提案すべきだと考える。
 - (総務局長) 基金創設を議論する際に、給食費の改定についても議論されることが想定される。
- (財政課長) 給食費の改定が来年9月に設定されているが、そこが最速のタイミングと聞いている。来年度、給食費の不足が生じることは明らかであり、基金条例を設置することは、別で考えている。今年度においても不足額が生じることは明白であることから、その部分については創設した基金から繰り出すことは必要である。
- (財政局長) 12月部会において基金条例設置を説明するということだが、給食費改定についても説明するというスケジュールであれば、同時並行で進むことになる。
 - (財政課長) 前回の庁議においても指摘があったが、子育て支援の応援条例とも歩調を合わせるべきだと考える。
 - (市長公室長) 給食費改定について、今回は方向性の審議という整理だが、実際に改定する内容はいつごろ協議するのか。
 - (学校給食・規模適正化担当部長) 子育て支援を行う部署と連携を図り進めているとこ

ろである。議会や予算の関係もあるため、迅速に進めなければならないと考えている。

- （総務局長）給食費の不足額についての試算はできており、給食費の改定後は基金からの繰り入れに依存することはないという理解でよいか。
 - （学校給食・規模適正化担当部長）それが理想である。給食費の改定にあたっては、どのように設定するのかよく検討していきたいと考えている。
- （市長公室長）基金条例の創設と令和7年9月の給食費改定に向けて検討を進めていくという軸足については決定会議で承認とするが、給食費の条例改正については、子育て応援条例と足並みを揃えていただきたい。

(2) 結果

- 原案のとおり承認する。

以 上